

京都市告示第747号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人大学コンソーシアム京都	京都市大学のまち交流センターの使用料の徴収	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで

(総合企画局総合政策室)